株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則（平成二十四年内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。
第四条第十二号中「、火災共済協同組合」を削る。

附　則

この命令は、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府令第二号
総務省令第二号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の施行に伴い、及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府総務省令第三号）の一部を次のように改正する。
第七条第一項第七号の次に次の一号を加える。
七の二　合併後の郵便貯金銀行の会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）
第七条第一項第九号中「第十六条の二第一項第三号」を「第十六条の二第一項第二号の二」に、「から第十三号まで」を「から第十四号まで」に改める。
第八条第一項第七号の次に次の一号を加える。
七の二　会社分割を行った後における郵便貯金銀行の会計監査人の履歴書
第十二条第二号中「第十三条の二」の下に「、第十六条の二第五項」を加える。
第十三条第一項第三号を次のように改める。
三　郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役又は監査役（郵便貯金銀行が委員会設置会社である場合には、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（監査委員会の委員をいい、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）
第十三条第一項第三号の次に次の一号を加える。
三の二　役員等の選任又は退任（以下この号、第四号の二及び第四号の四において「選退任」という。）があった場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）
第十三条第一項第四号を次のように改める。
四　会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）
第十三条第一項第四号の次に次の三号を加える。
四の二　会計参与の選退任があった場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）
四の三　会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）
四の四　会計監査人の選退任があった場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）
第十三条第一項第五号中「場合」の下に「（次号に該当する場合を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。
五の二　外国において銀行法第十条第二項に規定する業務の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合
第十三条第一項第八号中「銀行法施行規則」を「郵便貯金銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は銀行法施行規則」に改め、同号の次に次の一号を加える。
八の二　銀行法第十六条の二第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十二号において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合
第十三条第一項第十二号中「（銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。）」を削り、同項第十三号中「の会社」の下に「及び銀行法施行規則第十七条の二第十一項に規定する事業再生会社（銀行法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する特別事業再生会社を除く。）」を加え、同項第二十一号中「（平成十七年法律第八十六号）」を削り、同条第五項中「第十六条の二第一項第十二号」の下に「又は第十二号の二」を加え、「同号」を「同項第十二号」に改める。
第二十三条第一項第八号の次に次の一号を加える。
八の二　合併後の郵便保険会社の会計監査人の履歴書
第二十四条第一項第十号の次に次の一号を加える。
十の二　会社分割を行った後における郵便保険会社の会計監査人の履歴書
第二十八条第一項第四号を次のように改める。
四　郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（郵便保険会社が委員会設置会社である場合には、郵便保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（監査委員会の委員をいい、郵便保険会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）
第二十八条第一項第四号の次に次の三号を加える。
四の二　会計参与の選退任があった場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）
四の三　会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）
四の四　会計監査人の選退任があった場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）